

第3号様式

令和8年度第1回社会教育委員会議 会議録

(令和8年6月8日作成)

1 開催日時

令和8年4月30日(木曜日)午後3時00分から午後4時58分まで

2 開催場所

東部公民館 4階 講堂

3 出席者

- (1) 委員 草野 滋之、佐原 摩貴子、平尾 美佐、鶴見 一義、橋田 慈子、石塚 恵子、石川 康二
- (2) 職員 生涯学習部長、社会教育課長、文化課長、青少年課長、放課後児童支援課長、生涯スポーツ課長、西図書館長、市民文化ホール館長、郷土資料館長、青少年センター所長、市民協働課長、地域福祉課長補佐、地域福祉課係員
- (3) 事務局 社会教育課職員

4 欠席者

高橋 利明、磯野 一男、中原 加代子

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 委員長・副委員長の選出について(公開)
- (2) 協議事項(公開)
 - 船橋市青少年問題協議会委員の推薦について
- (3) 社会教育関係団体への補助金の交付について(公開)
 - ①地域福祉課
 - 令和7年度船橋市地域福祉バス借上料補助金の実績報告について
 - ②市民協働課
 - 令和8年度市民公益活動公募型支援事業の補助金交付について
 - ③文化課
 - 船橋市文化芸術活動支援補助金の交付について
 - ④青少年課
 - ・青少年キャンプ事業の交付金について
 - ・津別町青少年交流事業の交付金について
 - ⑤青少年センター
 - 船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金について
- (4) 連絡・報告事項(公開)
 - ①令和8年度新規事業、拡充事業等について
 - ・社会教育課

- ・文化課
- ・青少年課
- ・放課後児童支援課
- ・生涯スポーツ課
- ・公民館
- ・西図書館
- ・郷土資料館

②社会教育課

- ・令和9年船橋市成人式について
- ・令和8年度ふなばし市民大学の応募状況等について

③青少年課

- ・船橋市青少年健全育成基金条例の制定について

④放課後児童支援課

- ・放課後児童支援課の新設について

⑤生涯スポーツ課

- ・「市民体育大会」の名称変更について

⑥市民文化ホール

- ・令和7年度自主事業実績報告及び令和8年度自主事業予定について

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く）

1人

7 決定事項

- (1) 委員長に草野委員、副委員長に佐原委員を選出した。
- (2) 船橋市青少年問題協議会委員に橋田委員を推薦した。
- (3) 社会教育関係団体への補助金の交付について意見聴取を行った。
- (4) 連絡・報告事項について、質疑応答及び意見聴取を行った。

8 問い合わせ先

教育委員会 生涯学習部 社会教育課

電話：047-436-2895

午後3時00分開会

これより令和8年度第1回社会教育委員会議を開催いたします。

本日の会議の進行についてですが、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第2条に基づき、本日の会議で委員長及び副委員長の選出が行われますので、それまでは事務局で進行をさせていただきます。

私は社会教育課、課長補佐の石毛と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、委嘱式後、初回の会議となりますので、社会教育委員会議について簡単ではございますが説明をさせていただきます。

お手元の「関係法令等参考資料」の1ページ、「社会教育法」をご覧ください。社会教育委員は社会教育法第15条により「市町村に置くことができる」とされております。また、社会教育委員の職務としては、社会教育法第17条1項により、「社会教育に関する諸計画を立案すること」、「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」、「前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」となっております。

次に、3ページをご覧ください。船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第3条により、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」とされており、市の事業について必要な審議・調査等を行うために設置された附属機関という位置づけとなっております。今後、諸事業、諸計画につきまして、委員の皆様にはご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

本日の会議は、半数以上の出席がございまして、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第6条により成立していることをご報告させていただきます。

また、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則公開とされていることから、傍聴人の受付をいたしましたところ、1名から傍聴したい旨、申し出がありましたことをご報告いたします。

それでは、傍聴者の方に入室していただきます。

(傍聴人 入室)

○事務局

傍聴者の方へ申し上げます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております遵守事項についてお守りいただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、これより次第に沿って会議を進めてまいります。

まずは、次第の1、委員長・副委員長の選出についてです。

委員長及び副委員長の選出については、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第2条第2項により、委員の互選により決定していただくこととなります。

それでは、まず委員長について、いかがいたしましょうか。

鶴見委員、お願いします。

○鶴見委員

鶴見でございます。私も実はまだ3年目ですけれども、この2年間一度も休まずに社会教育委員会議に出てきておりますけれども、草野委員は非常に広範囲な知識をお持ちで、いろんなことをスムーズに進めるのが非常にお上手な方だと、私はそういう印象を持っております。もし草野委員がよければ、引き続き委員長をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。（拍手）

○事務局

ありがとうございます。

草野委員、いかがでしょうか。

○草野委員

大変お褒めの言葉をいただきまして、どうもありがとうございます。喜んでお引き受けいたします。よろしく願いいたします。（拍手）

○事務局

では、草野委員、よろしくお願いします。委員長席にご移動をお願いいたします。

（草野委員、委員長席へ移動）

○事務局

それでは、草野委員長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○草野委員長

委員長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、先ほども自己紹介で申し上げましたように、12年ぐらいでしょうか、船橋市で社会教育委員をやっております。そして、委員長はかなり長い間やっておりますけれども、もう10年近くになるかと思えます。その間、船橋市の社会教育、生涯学習というものに直接接してまいりまして、先ほども申し上げましたように、非常に全国的にも船橋市の社会教育というのは市民の活動が大変活発であると。文化、スポーツ、あるいは学習、ボランティア、そして市民活動も非常に活発であるということで、千葉県全体で各地が大変頑張っている状況がありますけれども、船橋市というのは、千葉県の中でも、また全国的に見てもトップクラスの生涯学習の先進の地域であると、この10年ぐらいの経験から改めて実感しております。

私も船橋市の文化行政の歴史について少し調べた経験がありますが、私の専門にも関わりますけれども、文化ということについて、図書館をはじめ公民館あるいは文化ホール、様々な施設を拠点にしながら市民の文化活動が非常に粘り強く活発に行われてきたと、そういうことを調べる中でも感じております。

ただ、生涯学習ということが国際的に言われ始めてもう半世紀以上たつわけですけれども、いまだに生涯学習とは何だろうか、生涯学習という言葉はどうも分からない、知らないというふうに答えられる方が大変多いということをいろんな調査、アンケートからも実

感しております。ごく一部のそういうものに興味・関心がある人が参加をするのではなく、人々の暮らし、人生、あるいは地域社会、そういうものをより豊かな、充実した人間らしいものにしていくために、やはり多くの人が生涯学習に参加をしていく、生涯学習の魅力を実感していくということが大変必要なのではないかと改めて感じております。

船橋市は、先ほど申しましたように、確かに生涯学習の先進地域であるというふうに思っておりますけれども、その船橋の築き上げてきた歴史、そういうものを改めて振り返りつつ未来を展望する。非常に不透明な、今後どうなるのだろうかということを感じるような混迷した状況がありますけれども、そういう中でも希望を持って未来を切り開いていけるような、そういう見通しを持てるような生涯学習。生涯学習というものが未来を切り開いていくということを考えつつ、船橋市という地域を一つの拠点にしつつ、皆さんと一緒に議論し、活動していきたいと考えておりますので、どうぞお力をお貸しくださいませというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、この先の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○草野委員長

では、これから私が進行させていただきます。

続きまして、副委員長の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

○平尾委員

平尾です。前年度、副委員長をしてくださいました佐原委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。（拍手）

○佐原委員

はい、お引き受けいたします。（拍手）

○草野委員長

では、佐原委員、よろしく願いいたします。

それでは、副委員長席にご移動をお願いいたします。

（佐原委員、副委員長席へ移動）

○草野委員長

それでは、佐原副委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○佐原副委員長

引き続き、副委員長を拝命いたしました船橋市PTA連合会の佐原です。よろしくお願いいたします。知識・経験豊富な方がたくさんいる中で、私なんかで申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○草野委員長

では、皆様、改めまして任期の2年間どうぞよろしく願いいたします。

次に、次第の2番、協議に進みます。

まずは、青少年課から、(1)「船橋市青少年問題協議会委員候補者の推薦について」、お願いいたします。

○青少年課長

青少年課です。よろしくをお願いいたします。

「船橋市青少年問題協議会委員の推薦について」でございます。お手元の「令和8年度第1回船橋市社会教育委員会議 資料」の1ページから3ページをご覧ください。1ページには、船橋市青少年問題協議会委員の一覧表を、2、3ページ目に船橋市青少年問題協議会条例を添付させていただいております。なお、1ページは、令和8年1月28日に行われた第3回船橋市青少年問題協議会の委員の一覧となっております。

船橋市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法及び船橋市青少年問題協議会条例に基づき設置されている附属機関となっております。例年、年2～3回程度協議会を開催してございます。1ページの委員の一覧表をご覧くださいますと、表の中段、一番左側、「三条二項三号」と書いてあるところがございますが、こちらは学識経験のある者ということになってございます。その上から3番目、社会教育委員代表ということで、現在、社会教育委員からは草野委員長にお願いしているところでございます。誠にありがとうございました。一番右の任期に記載しておりますとおり、今年度の6月末で2年間の任期満了となりますので、本日、船橋市青少年問題協議会委員のご推薦を再びお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

現在、私、草野がこの協議会委員を務めておりますけれども、私のほうからは橋田委員をぜひ推薦したいと思っております。橋田委員は、船橋市の社会教育委員は今回が初めてになりますけれども、ほかの自治体での社会教育委員のご経験も豊富にありますし、大学においては教育学を学ばれて、生涯学習についての教鞭、講演会等も活発に行っていらっしゃいます。ご専門としても青少年問題というのはまさにぴったりではないかと考えております。ですから、青少年問題協議会においても大変すばらしいご活躍が期待できると思っておりますので、橋田委員を推薦したいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○草野委員長

よろしいでしょうか。

○橋田委員

はい、大丈夫です。

○草野委員長

どうもありがとうございます。では、社会教育委員からは橋田委員を推薦させていただ

くということで、橋田委員、どうぞよろしく願いいたします。

○橋田委員

よろしく願いいたします。

○草野委員長

それでは、会議を進めさせていただきます。

次第の3番目、「社会教育関係団体の補助金の交付について」に参ります。

初めに、地域福祉課より説明をお願いいたします。

○地域福祉課長補佐

ご説明させていただきます。社会教育法第13条により、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならないとする規定に基づき、ご意見をお伺いするものでございます。

それでは、まず、地域福祉課が所管しております地域福祉バス借上料補助金事業についてご説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、社会教育法第13条で定められている規定を踏まえつつ、船橋市地域福祉バス借上料補助金につきましては、令和6年度に開催されました第3回社会教育委員会会議において、年度当初の会議で前年度の実績報告をさせていただくことをもって、前年度に申請があった団体に対する意見聴取が行われたものとして取り扱うということにさせていただいております。これに基づきまして、社会教育関係団体から補助金申請があった場合には、他団体と同様の遅れないスピードで事業費の交付ができるようになっております。資料の6ページ、令和7年度地域福祉バス借上料補助金の申請受付実績の一覧表でございます。令和7年度は4つの社会教育関係団体に対してバス補助金の交付をしております。また、1団体につきましては二度補助金の申請がございましたので、併せてご報告をさせていただきます。

なお、お手元の資料4ページに戻ってご覧ください。本事業につきましては、令和7年度までは補助金の申請団体に対し、貸切バスの借上料の2分の1、上限4万円までの補助金を交付してまいりました。令和8年度利用分からは、これを改正し、上限を6万円に引き上げて交付することとなっております。詳しい申請時期などの目安につきましては、この4ページ、そして5ページの資料におきまして記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

地域福祉課からの説明は以上となります。

○草野委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事項について、いかがでしょうか。委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

私のほうから一つあるのですが、近年の石油の問題で、バスの燃料が今後どういうふうになっていくのか、ちょっと心配なところがありまして、現在の世界情勢の中で、このバ

スの借上補助事業がどういうふうに影響を受けるのか、分かりましたらお話しいただければと思います。

○地域福祉課長補佐

原油高の影響が出てくるのは、またこれからどんどん続いていくと思いますけれども、まず今年の夏ぐらいに、貸切バスの運賃の料金上げが早速行われているところになります。これを受けたことと、各団体から利用状況や費用面について聞き取りをさせていただいて、今年度は上限を6万円に引き上げたところですがけれども、やはりこれからも状況というのはどんどん変わっていくと思いますので、6万円に上げたからおしまいというわけではなくて、調整を踏まえながら、これからも状況に見合うような制度になるように検討していこうと思っております。

○草野委員長

分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、ほかにご意見がなければ次の項目に参りますが、いかがでしょうか。

○鶴見委員

6ページの表は、恐らく社会教育関係団体だけのリストが載っていると思うのですがけれども、船橋市全体としては大体どのくらいの利用状況になっているのか、もしよかったら教えていただきたいなと思います。

○地域福祉課長補佐

昨年度につきましては、件数的には72件のバスの利用の申請がございました。団体数としては64団体から申請が上がっているところがございます。少しずつ年々利用の状況は上がってきているように見えるところがございます。

○鶴見委員

分かりました。

○草野委員長

ほかはいかがでしょう。

ご意見が特にないということで、次に進めさせていただきます。

次第の3番ですが、続いて市民協働課より説明をお願いいたします。

○市民協働課長

市民協働課です。よろしくお願いいたします。令和8年度市民公益活動公募型支援事業の社会教育関係団体への補助金交付についてご説明いたします。

市民協働課では、市民団体から提案のあった事業のうち、有識者や市民委員などで構成される判定委員会で公益性が認められた事業に、費用の一部を支援金として交付しております。令和8年度は、I型9団体、II型3団体を市民協働推進委員会の判定会議にて採択いたしました。支援金は2種類、年間1回のイベントに対して補助をするI型（限度額10万円）と、年間の一連の事業に対して補助をするII型（限度額100万円）があります。いずれも最大3年間の交付を受けることができ、支援率は、初年度はI型が90%、II型は60%、

次年度以降はそれぞれ 10%低減する内容となっております。

このたび付議する事業は、資料 7 ページから 37 ページに載せてありますが、社会教育関係団体の補助金交付一覧の 4 団体から提案がありました。4 団体の内訳は、Ⅰ型が 2 団体、Ⅱ型が 2 団体となっております。

7 ページの上段、「丸山サンクチュアリ」という団体は、丸山の森緑地及び藤原市民の森の保全活動をしている団体で、Ⅰ型 3 年目となる事業です。事業内容は「大切な市民の森を皆で守り育てよう！」です。支援金交付申請書及び 7 年度の事業報告につきましては、9 ページ以降に資料を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。8 年度の対象事業費は 2 万 9,000 円、支援率は 3 年目で 70%、支援金交付申請額は 2 万 3,200 円となっております。

2 団体目、7 ページ下段、「船橋市民ミュージカル・カンパニー」という団体です。人と人とのつながりを大切に、未来を担う子供を支援すること。地域の文化・芸術の発展に貢献することを目的として、ワークショップや船橋に関連した内容の市民ミュージカルの制作・公演を行う団体で、Ⅱ型 2 年目となる事業です。事業名は「歌って踊って演技しよう！初めての『ミュージカル』体験」です。支援金交付申請書及び令和 7 年度の事業報告につきましては 18 ページ以降に資料を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。令和 8 年度の対象事業費は、33 万 8,220 円、Ⅱ型 2 年目で支援率は 50%、支援交付申請額は 16 万 9,110 円となっております。

3 団体目、8 ページ上段になります。「船橋古文書の会」となります。こちらの団体は、古文書の学習を行い、教養を高め、会員の親睦を深めるとともに、地域の古文書の調査研究を通じ、地域文化の発展・継承に貢献することを目的に活動する団体で、Ⅰ型 1 年目の事業となります。事業名称は「船橋市郷土資料館所蔵の未解読古文書の翻刻刊行事業」です。支援金交付申請書及び令和 7 年度活動報告につきましては、25 ページ以降に資料が添付してございますので、ご確認をお願いいたします。令和 8 年度対象事業費は、15 万 1,700 円、Ⅰ型 1 年目で支援率は 90%、支援交付申請額はⅠ型の上限額となります 10 万円となっております。

最後、4 団体目です。8 ページ下段の「塚田のコックさん合唱団」となります。こちらの団体は、高齢者に希望と勇気を与え、高齢化社会を元気づけることで、自助・共助福祉に寄与することを目的に演奏活動を行っている団体で、Ⅱ型 1 年目の事業となります。事業名称は、「地域社会の文化・福祉向上事業～高齢者合唱団による演奏で、みんなに生きがいと元気を～」です。支援金交付申請書及び令和 7 年度の活動報告につきましては、32 ページ以降に資料が添付してございますので、ご確認をお願いいたします。令和 8 年度の対象事業費は、19 万 9,000 円、Ⅱ型 1 年目で支援率 60%、支援交付申請額は 11 万 9,400 円となっております。

4 事業ともに、公益性、効果性の高い事業と判断し、採択いたしました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項について、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

○橋田委員

ありがとうございました。私のほうから質問させていただきます。今回1年目の団体が2つあったと思いますけれども、そちらの団体につきましては、結果報告書の記載は特にないというのは、1年目だからということでしょうか。

○市民協働課長

そうですね。今回の交付の1年目になる、これからうちの交付金が今年度の分から入ってくるような形になりますので、7年度につきましては団体自身の活動報告のみとなっております。

○橋田委員

ありがとうございます。公益性の高い事業ということで、今回補助金を出すということだと思うのですが、特に今年1年目の団体で、文化活動なり市民活動をするというところに留まってしまいそうな気がして、団体に参加していない人たちの参加だとか、どういうふうに公益性の高い事業にしていくかというところの見通しというか、行政としてどういうふうに関わってアドバイスなどをされているのかにつきまして、何かございましたら教えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○市民協働課長

サークル活動で終わってしまわないように、地域の方に広く参加していただけるようなイベント等を計画していただくようにお話はしております。

○橋田委員

ありがとうございます。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問ありますか。

よろしいでしょうか。

公益性ということですね。サークルの活動だけに留まらないで、いかに活動を広げていくか。そういうことになかなか関わるができなかったり、関心が持てない人にも、そういう活動を通して参加してみたいというふうを感じるような、サークルの内輪の活動に留まらないで広げていく公益性ということを意識した活動をしていくというところ、それは非常に大事なポイントになるところだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に行きます。次第の3番ですが、続いて文化課より説明をお願いいたします。

○文化課長

文化課でございます。よろしくお願いいたします。船橋市文化芸術活動支援補助金についてご説明いたします。配付資料40ページをご覧ください。

こちらの補助金は今年度から新規に開始する事業でございます。船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体または個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的とするものでございます。補助対象者は市内に在住、在勤、在学する個人または市内に活動の本拠を有する団体で、継続的に文化芸術活動を行っている、または今後行う予定のものとしております。また、申請の受付期間は令和8年4月1日から5月15日までとしております。

次のページ、41 ページをご覧ください。対象となる文化芸術の種類は記載のとおりでございます。また、補助対象となる事業は、市内で実施され、文化芸術の創造や鑑賞機会の創出、文化水準の向上に資するものであり、広く市民に波及効果が見込まれる非営利の事業としております。事業の実施期間は7月1日から令和9年3月31日までに実施される文化芸術を対象としております。ただし、こちらにも記載があるのですが、現在市民文化ホールが改修中ということもございますので、特例としましてその改修期間中のみ市外の文化会館や文化ホールを利用したものについても対象とさせていただく予定でございます。

補助金の金額につきましては、配付資料 43 ページをご覧ください。文化芸術活動拡大事業及び育成事業につきましては、上限額30万円、大規模特別事業につきましては、上限150万円としております。

次に、資料 47 ページ、「申請から補助金交付までの流れ」をご覧ください。現在こちら申請受付期間中でございますが、受付終了後は、6月10日に開催予定の船橋市文化振興推進協議会において審査・選考を行う予定でございます。本来ですとその選考結果をもとに、社会教育委員会議においてご意見をお伺いすべきところでございますが、今回の会議開催が6月30日を予定しているとお聞きしておりますので、7月1日からの事業を補助対象としていることから、申請者へ選考結果を通知した後、申請者が事業案内の周知期間を十分に確保できないことが考えられます。そのため、本日のご説明をもちまして、社会教育法第13条に基づく意見聴取とさせていただきたいと考えております。

なお、本事業は先ほど申し上げましたとおり、今年度新規に開始する事業であるため、準備の都合から事業の開催対象期間を7月1日からといたしましたが、来年度以降は4月から年度末の1年間としたいと考えております。そのため、令和9年度以降の補助金につきましては、毎年1月から2月に募集させていただき、その募集期間中の2月上旬に開催されるこちらの社会教育委員会議において補助金の内容についてご説明させていただき、社会教育関係団体の申請があった場合、4月下旬の会議において、前年度の実績報告と当年度の選考結果のご報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○草野委員長

ありがとうございます。

では、ただいまの事項について、いかがでしょうか。委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○鶴見委員

合唱連盟の鶴見でございます。よろしくお願いたします。

この補助金制度については3月中にご案内いただいております、我々が所属する団体にもこの情報を流して、今のところ反応があまりないんですよ。私個人の意見でもあるのですが、ちょっとイメージが分かりにくいという感じがしまして、新規の事業に対しての補助金なのか、それとも既存の事業であっても、目的が文化の拡大であるとか、そういったことであれば検討していただけるのかということところがちょっと分かりません。

具体的に言いますと、合唱連盟というのは、今、市民文化ホールが止まってしまったものですから、外でやらざるを得ない。そうすると通常の年よりもかなりお金がかかるんですよ。そういうものについても補助をいただけるのであれば非常にありがたいなど。少なくとも合唱祭には市のほうから補助というか、まず会場を確保していただいたり、先生の参加に対して一定額をいただいたりというのはあるのですが、全然足りないんです。今年の場合はね。だから、お金がないから何とか補助金でというのは、私はちょっと違うような気もするのですが、この内容から見ると特別狂ってはいないのかなという感じがしまして、そういうことも申請できるのであればありがたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○文化課長

ご質問ありがとうございます。こちらの事業は、特に皆様の事業を新規で立ち上げるということを限定しているわけではございませんので、従来から開催されている音楽祭みたいなものも対象としてございます。目的に合致しているかということと、あとは、どうしても予算に限りがございますので、申請が多数であった場合には選考をさせていただくということにはなります。いくつかお問い合わせはいただいているのですが、まだ実際に申請があったのは数件という程度でございます。まだまだ15日まで申請期間がございますので、もしよろしければ申請いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○鶴見委員

ありがとうございます。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。この件に関して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

これが新規の事業であるということですが、こういう事業が始まった背景だとか、なぜ新たにこういった事業が始まったのか、その辺の理由をちょっとお聞かせ願いたいたのですが、いかがでしょうか。

○文化課長

ご質問ありがとうございます。こちらは文化活動を支援していきたいというところが大きくございますのと、いろんな団体さんからふだんお声を頂戴していたりということもございまして、そういったところで今回新規の事業として実施しているものでございます。

○草野委員長

ありがとうございます。その場合には様々な合唱連盟ですとか、ほかにも演劇だとかいろいろな文化団体があるかと思えますけれども、そういう団体への聞き取りとかアンケートとか、実際に文化活動を行っている市民の人や団体に対して、要望とか要求といったものを調査する中でこういう事業が出てきたということもあるのでしょうか。特にそういうことはないのでしょうか。

○文化課長

すみません、具体的に補助金に関するアンケートまでは実施をしていないかと思うのですが、ただ、日頃からそういった方々のお話を伺う機会もございますので、そういった中で支援がやはり必要なのかなというところもございまして、開始した事業でございます。

○草野委員長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次の項目に行きたいと思います。

次に、青少年課より説明をお願いいたします。

○青少年課長

青少年課です。よろしくお願いいたします。本日追加で配付させていただきました資料でございます。

まず、船橋市青少年相談員連絡協議会が主催する青少年キャンプ事業交付金及び船橋市少年少女団体連絡協議会が主催する津別町青少年交流事業交付金の交付について、社会教育委員の皆様のご意見をいただくものでございます。

まず、青少年キャンプ事業についてご説明さしあげます。当事業は、集団野外活動を通じて、自らの創意工夫、仲間づくりを推進する一方で、規律、習慣などを体感させ、青少年の健全育成に寄与するとともに、青少年の交流とジュニアリーダーの育成を図ることを目的としており、昨年度は野反湖キャンプ場へ児童生徒 61 人が参加し、今年度は国立信州高遠青少年自然の家でのキャンプを予定してございます。

次に、津別町青少年交流事業ですが、当事業を主催する船橋市少年少女団体連絡協議会につきましては、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、海洋少年団、野球協会の少年学童部、船橋・津別交流協会の市内 6 つの団体から構成され、船橋市内の少年少女団体と相互の連絡・提携を図り、少年少女育成活動の発展に寄与することを目的として事業を行っている協議会でございます。

同協議会の主要な事業として、今回議題としております津別町青少年交流事業がございます。こちらは、生活環境の異なる北海道津別町の青少年とホームステイや様々な体験を通じ、相互理解を深め、互いの友情と地域間交流の促進を図るとともに、健全な青少年の育成に努めることを目的としてございます。毎年、船橋市と津別町の青少年たちが相互に行き来し、交流を図っておりまして、昨年度は船橋市の青少年たちが津別町へ赴きました。今年度は、津別町の子供たちを船橋へ迎え入れる年となっております。

本日の資料では、それぞれの事業ごとに令和8年度補助金の交付申請書、事業計画書、収支予算書、令和7年度事業報告書及び収支決算書を添付してございます。各事業の交付金額につきましては、それぞれ交付金要綱に基づき算定され、各団体とも市の予算額であります交付金限度額内にて交付申請がなされているところでございます。また、交付金は概算払いとして交付し、年度末に実績報告をもって精算する予定となっております。

なお、後ほど連絡・報告事項について2点ご説明さしあげますけれども、この度、市に対する寄附金をもとに、船橋市青少年健全育成基金を設置し、令和8年3月30日付で条例を制定してございます。今回議題として挙げております両事業ともに同基金を活用する予定の事業であることを補足させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。ただいまの事項についてご意見を伺いたいと思いますが、各団体に関係する委員の方には退席させていただきます。

では、青少年キャンプ事業の交付について意見をお伺いいたしますので、船橋市青少年相談員連絡協議会に関係のある佐原委員は、一時ご退席をお願いいたします。

(佐原委員 退席)

○草野委員長

では、青少年キャンプ事業交付金について、委員の皆様からご意見、ご質問でございますでしょうか。

○橋田委員

私のほうから質問させていただきます。本質的なところではないかもしれませんが、キャンプの事業予算のところに「派遣費(看護師)」というふうなことが書いてあるのですが、この看護師の方は、こういった方へのどのような対応で派遣することを予定されているのかというところを教えてくださいたいと思います。

○青少年課長

両事業ともそうなのですが、大人も同行いたします。そこで参加者が負傷した場合ですとか具合が悪くなった場合に、同行している大人がその辺の知見がございませんので、看護師を依頼し同行していただいて、具合が悪くなったときに見ていただくということで派遣を予定してございます。実際におとし、津別の参加者がいらっしゃったときに発熱したり、船橋の参加者でも発熱し具合が悪くなったりということがございましたので、看護師を依頼することは必要なことだと考えているところでございます。

○橋田委員

ありがとうございます。私のほうで勘違いしてしまして、医療的ケアの必要な子が参加するのかと思っていたのですが、そういうわけではないということですね。ありがとうございます。

こういった青少年キャンプという事業は、障害がある子でもない子でも参加できるとい

うことがとても大切だと思いますので、ぜひそういった子に対しても何か門戸を開くような、非課税世帯のお子さんへの工夫というのは今回されていると思うのですが、そういった合理的配慮が必要なお子さんとか、いろんな子たちといろんな体験を本当は味わいたいと思っている方にも開いていただけるような工夫があると、よりよい事業になるのではないかと考えましたので、もしよろしければご検討ください。

○草野委員長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

ただいまの橋田委員からのご指摘、大事なご指摘だと思います。合理的配慮というふうなことが非常に大事な視点としてもありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ほかにご意見がなければ、よろしいでしょうか。

青少年キャンプ事業の交付金についての意見聴取が終わりましたので、佐原委員は入室してください。

(佐原委員 入室)

○草野委員長

続いて、船橋市・津別町青少年交流事業の交付金について意見をお伺ひいたしますので、船橋市少年少女団体連絡協議会に関係のある石塚委員は一時ご退席をお願いいたします。

(石塚委員 退席)

○草野委員長

では、津別町青少年交流事業の交付金について、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問はないでしょうか。

ご意見、ご質問がないということですので、次に進めさせていただきます。

津別町青少年交流事業の交付金についての意見聴取が終わりましたので、石塚委員は入室してください。

(石塚委員 入室)

○草野委員長

次に、青少年センターより説明をお願いいたします。

○青少年センター所長

青少年センターです。よろしくお願ひいたします。資料は66ページから73ページです。

当センターが所管する船橋市青少年補導委員連絡協議会は、市より委嘱を受けた133名の補導委員が、問題行動の早期発見や犯罪被害防止のための街頭補導活動、有害環境の浄化活動、広報活動など、青少年の健全育成を目的として活発に活動している団体でございます。資料では、67ページに令和8年度の補助金交付申請書、73ページに令和7年度決算書、戻っていただいて、69ページに令和8年度予算書を添付しておりますので、ご参照ください。なお、補助金は補助金交付要綱に基づき、補助率70%以内で算定しており、補助金交付限度額は77万円で予算計上しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○草野委員長

ただいまの事項について、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。

○橋田委員

私のほうから質問させていただきます。今回、船橋市青少年センターさんのほうで補助金を交付するということですが、対象事業の中に、青少年健全育成のための広報活動ということが載っておりまして、具体的な活動計画のところに「広報紙『はばたき』の発行」ということが書いてありました。こういったところが広報活動の具体的なんだというふうに考えたのですが、この「はばたき」や、補導委員の方たちの「補導委員だより」を発行しているということが書いてありました。これらの広報紙の質の違いとか対象の違いとか、青少年健全育成のためのところを考えたときに、青少年を対象にした広報紙になっているのかということをお伺いしたいと考えましたので、ぜひお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○青少年センター所長

両方とも学校とか地域の機関への広報紙になっております。

○橋田委員

ありがとうございます。青少年の方たちがそういう広報紙を読むということを考えたときに、冊子媒体がよろしいのか、それともSNSとかいろんな工夫をすることができるようにも思いますので、そういったことを少し検討していただけるといいのかなというふうに考えました。

○青少年センター所長

ありがとうございます。

○草野委員長

ありがとうございました。確かに近年のデジタル化社会ということで、特に若い世代、青少年の場合、これまで小さい頃からずっとそういった環境に囲まれてきたということで、今の新しい時代に合わせる形でSNSとかデジタル媒体を使っただけの広報なり活動なりがあってもいいのではないかとこのように私も思います。そういう現代的な社会状況、情報環境が急速に変わってくる中で、青少年の健全育成という相当以前から言われてきた理念というものが、今の時代変化、情報環境とか、ほかにも文化的な環境の変化ということもありますし、青少年を取り巻く大きな変化というものを踏まえた形での取組ということは、非常に今大事になってきていると思いますので、その辺もどうかよろしくお願いいたします。

ほかにこの件に関してご意見、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

では、以上で次第の3番「社会教育関係団体への補助金の交付について」を終わります。事務局におきましては、各委員から出た様々なご意見を参考に、各団体に適切な交付をお願いしたいと思います。

次に、次第の4番「連絡・報告事項」の1つ目、「令和8年度新規事業、拡充事業等に

ついて」に参ります。社会教育課から順番にお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課です。よろしくお願ひします。それでは、令和8年度新規事業、拡充事業等について、所管課よりご説明いたします。資料の74ページをご覧ください。

改めまして、社会教育課でございます。よろしくお願ひいたします。

成人式運営費でございます。成人式は、これまで中学校区により2部制で開催していましたが、令和9年1月の成人式から、全ての参加者が一堂に会することができるよう、LaLa arena TOKYO-BAY（ららアリーナ東京ベイ）で開催いたします。

以上でございます。

○文化課長

次に、文化課でございます。

文化芸術活動支援補助金についてご説明いたします。先ほどご説明いたしました船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体または個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民が主体的に文化芸術に親しみ、活動する環境の充実を図るため、新たな補助金を創設いたします。

次に、埋蔵文化財調査事務所整備費について説明いたします。旧金杉台中学校の校舎を船橋市埋蔵文化財調査研究センターとして活用するために必要となる改修工事を令和8年度も引き続き行います。工事終了後は、現在の埋蔵文化財調査事務所を移転するとともに、市内各所で分散収蔵している出土文化財を集約します。供用開始は令和8年度中を予定しております。

アーティストバンクサイト構築について説明いたします。船橋市にゆかりのある文化芸術活動を行う団体や個人等のアーティストと、その発表の場であるスポットを一覧で誰もが容易に検索することができるホームページを構築いたします。

○青少年課長

続いて、青少年課でございます。

少年自然の家整備費についてでございます。一宮少年自然の家に設置されている体育館につきまして、夏季の熱中症対策として空調設備を設置するための設計委託を実施します。また、工作棟につきましては、昨年度に設計委託を実施しておりますので、当該設計に基づき今年度空調設備を設置する工事を実施いたします。

以上です。

○放課後児童支援課長

次に、放課後児童支援課から説明させていただきます。

児童福祉総務諸経費について説明いたします。放課後ルームの待機児童が多く発生している学校区の最寄りの児童ホームを活用し、待機児童が多い4月から9月までの間、児童ホームの休館日及び日曜日を除く17時から19時までの間、図書室などで子供の居場所を提供する事業を実施いたします。

次に、放課後ルーム整備費についてでございます。放課後ルームにおいては、待機児童が多く発生していることから、塚田放課後ルームの増設に着手いたします。開設は令和9年度中を予定しております。また、薬円台小学校の建て替えに伴い、校舎内で運営している放課後ルームも併せて建て替えとなるため、設計委託を実施します。

放課後児童支援課は以上でございます。

○生涯スポーツ課長

続きまして、生涯スポーツ課となります。

こちらのほうでは、全国高等学校総合体育大会運営費のご説明をさせていただきます。令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、令和8年度より実行委員会を立ち上げ、大会実施準備と並行し、大会及び競技のPRを行います。なお、船橋会場ではフェンシング及び剣道の2競技を実施する予定でございます。

以上でございます。

○社会教育課長

次に、公民館でございますが、各公民館長は、ただいま公民館運営審議会に出席しておりますので、社会教育課でご説明いたします。

公民館整備費でございます。公共建築物保全計画等に基づき、老朽化した公民館施設の改修工事及び次年度以降に向けた改修設計委託を実施いたします。そのうち、公民館の休館を伴う改修工事等は、薬円台公民館が大規模改修工事のため、令和8年6月から令和9年3月まで休館、丸山公民館がトイレ等改修工事のため、令和8年6月から令和9年3月まで休館、三咲公民館がトイレ等改修工事のため、令和8年7月から令和9年3月まで休館、高根公民館がトイレ及び空調設備改修工事のため、令和8年6月から令和9年3月まで休館の予定となっております。

なお、公民館の休館に伴い、ご不便とご負担をおかけいたしますが、利用者や地域の皆様への周知に努めてまいります。

○西図書館長

次に、西図書館でございます。

まず、図書館運営費についてでございます。新船橋駅周辺にあるショッピングモール内の書店に、図書返却ポストを設置し、図書の回収業務を行います。ポストの設置は、令和8年10月頃を予定しております。

次に、76ページ、図書館システム管理運営費についてでございます。図書館システムの更新に伴い、スマートフォンに図書利用券のバーコードを表示する機能の追加や、予約棚との連携業務を行います。

次に、二和東5丁目市有地図書館整備費についてでございます。二和東5丁目市有地活用事業に伴い、北図書館駐車場及び駐輪場を移設するため、既存の建物の解体を行い、その後同駐車場・駐輪場を整備いたします。新たな駐車場の供用開始は、令和9年10月頃を予定しております。

図書館は以上でございます。

○郷土資料館長

次に、郷土資料館でございます。

郷土資料館整備費についてご説明いたします。公共建築物保全計画に基づき、トイレ及び給排水設備等改修工事を行います。当該工事には、館内照明の全面LED化も含まれております。工事のため、令和8年7月から令和9年3月まで休館の予定となります。

以上でございます。

○社会教育課長

令和8年度新規事業、拡充事業等についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの令和8年度新規事業、拡充事業等について、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○鶴見委員

成人式を従来の船橋アリーナというか、北習志野から今度はららアリーナのほうに移すということで、私も非常にわくわくしているのですが、予算的にどのくらい増えているのか。前は2部制でやっていましたね。1部制で全体を一つにまとめてやるということは、私は意義のあることだと思うのですが、金額的にはどのくらい膨らんでいるのか、もし資料があれば教えていただきたい。

○社会教育課長

ありがとうございます。社会教育課でございます。

今おっしゃっていただいたとおり、これまでの成人式は船橋アリーナで行ってまいりました。今回はららアリーナということで1部制です。事業内容等については前回とほぼ同じですが、ららアリーナの施設の使用料というのが、今回新たにかかっておりまして、会場と設備の使用料が2,759万9,000円ということで予算を取っていますので、前回よりも多くなっているところでございます。

○鶴見委員

分かりました。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○橋田委員

私のほうから公民館について質問させていただきたいと思います。

公民館をこれから改修工事していくということですが、特に複合施設になる公民館ではどういった機能を新しく取り入れていくのか、どういった機能が複合化されるのかというところを教えていただきたいというのが1点目です。

2点目が、休館の期間が半年以上あるところもありますけれども、その間、何か代替の会場を用意することなどはご検討されていないのかどうかということについてもお尋ねしたいです。お願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課です。すみません、公民館の職員がこの会場にいないので、1点目については次回にお答えさせていただきます。2点目については、私の聞いているところだと、休館している公民館はもちろんありますけれども、そういう休館のところは近隣の公民館で事業のほうを実施していくものだと思います。

○橋田委員

ありがとうございます。

○草野委員長

公民館に関しては、この東部公民館も改修ということで大変きれいになりましたし、新しい機能も付け加わって、改修ということの一つのきっかけにしながら、バージョンアップというところであれですけれども、より質の高い施設、市民にとって使いやすく安全安心で多様な機能がついているということで、東部公民館の場合はこういう立派なすばらしい建物ができましたので、よかったと思うのですが、東部公民館はかなり休館した時期があったと思います。その場合にどういうふうな——今、公民館の館長の方がいらっしゃらないので、これは後日お聞かせいただければと思いますけれども、東部公民館の経験というものからどういうふうな手だてを取ったのか、あるいはそこに何か問題とか困難なことがあったのかどうか、ちょっとその辺お分かりになれば聞かせていただきたいのですが。

○社会教育課長

これにつきましても次回にお答えできるよう、公民館と調整いたします。

○草野委員長

今サークル活動をしている市民にとっては、活動に痛手を受ける可能性もある大きな問題ですので、そこは十分に市民の方たちにご理解されるような対応をとっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、ほかにどうでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○佐原委員

図書館のところで、二和東5丁目市有地というのは、どちらの場所を言っているのでしょうか。

○西図書館長

図書館です。二和東市有地というのは、二和向台駅の南側に北図書館等複合施設がありますが、その南側に旧国家公務員宿舎の建物がございまして、その敷地と周辺の道路を市有地として事業を行っております。

○佐原委員

三咲小学校の向かい側。分かりました。私は生まれ育ちがこっちなので、二和の北図書

館はすごく駐車場が狭いんですね。多分利用者がすごく多くて、満車で道路に並ばれている車がたくさんいらっしゃるんです。小学校が近いですし、横断歩道のところに車が待っている状態になっているので、大変子供たちの帰る時間等だと危ないので、駐車場が新しくできるということですよ。

○西図書館長

はい。

○佐原委員

駐車場が大きくなったら待つ車が少なくなるので、子供たちの安全安心につながるかなと思うので、よかったです。ありがとうございます。

○西図書館長

補足させていただきます。駐車場の台数は倍の約 40 台になる予定です。また、今は建物の入り口辺りの駅からすぐのところから駐車場の入り口になるかと思うのですが、駐車場そのものが移動いたしまして、北図書館の建物の南側に移動します。駐車場の出入口も今の宿舎側になりますので、出入りのための駅前の渋滞等も解消されるのではないかと考えているところでございます。

○佐原委員

ありがとうございます。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○平尾委員

文化課にお伺いしたいのですが、アーティストバンクのサイトということで、とても楽しい企画だなと思って見させていただいたのですが、個人の方が登録する場合、どのような条件があるのかとか、決まっていたら教えていただきたいと思いました。

○文化課長

こちらのアーティストバンクサイトというのは、船橋市ゆかりのアーティストの皆様から、発表の機会を増やしたいのだけれどもというお声を頂戴していたようで、それと、例えば町会・自治会ですとか、そういったところでイベントをやりたいのだけれども、どなたかいい人いないですかというお問合せもありましたので、それをマッチングするためのホームページになります。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問ありますでしょうか。

○鶴見委員

今、公民館の方がいらっしゃるということで、お答えいただけないかなという気もしないではないのですが、公民館の整備費が 15 億 9,300 万円と書いてあるのですが、その下の各々の改修工事を足してもその金額にはならないですよ。2 億円だとか。私の理解では、この 16 億円というのは公民館全体を運営する費用なのかなという感じがしましたが、そこは

お分かりになりますか。分からないですか。

○社会教育課長

今はわかりません。

○鶴見委員

分からないことが分かりました。

○草野委員長

予算額を見ると非常に金額が大きいなという印象は持つのですが、どうしてもこれだけの金額がかかるということなのか、その辺でもできれば確認したいところですので、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

郷土資料館に関してですけれども、郷土資料館整備費ということが書いてあります。改修工事ということなのですが、郷土資料館とか博物館の場合、所蔵している資料とか文化財が非常に多くなって、手狭になって廃棄してしまうということも起きたりしていますけれども、この改修工事の中身というのは、そういう所蔵資料、文化財というものをもう少し置けるようなスペースを広げていくというような、そういったこともあるのでしょうか。

○郷土資料館長

郷土資料館です。今回の工事は、設備的なところということで、給排水の関係とLED化が該当になりますので、収蔵庫等の保管場所については、今回の改修には含まれてはいないところでございます。資料（史料）の寄贈などにより所蔵品は年々増えているというのが実情でございます。7月から改修工事がございますので、休館の期間中に資料（史料）の調査・研究を行いながら、保管場所の確保等を継続してまいりたいと考えております。

○草野委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進めていきます。

次第の4番、連絡・報告事項ですが、社会教育課よりお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課です。よろしくお願いいたします。

まずは、「令和9年の船橋市成人式について」でございます。先ほどの新規・拡充事業と内容は重複いたしますが、改めてご説明をさせていただきます。77ページをご覧ください。

令和9年の成人式は、1月11日、成人の日になります。LaLa arena TOKYO-BAY（ららアリーナ東京ベイ）にて、1部制によりオンラインによる動画配信も併せて開催いたします。また、会場が変更となることについて、「広報ふなばし」の8年1月15日号で既に周知を行っているところでございます。ららアリーナで成人式を開催することにより、全ての対象者を一度に収容することが可能となり、保護者の方の観覧スペースを設けることも可能

になります。なお、詳細な式典内容については、現在検討中でございます。

また、成人式のテーマと記念品ですが、成人式対象者の方などで構成される企画運営委員会議で決定いたします。なお、企画運営委員の募集につきましては、5月1日号の「広報ふなばし」をはじめ、市ホームページにて公表する予定でございます。

令和9年度船橋市成人式については以上でございます。

続きまして、令和8年度ふなばし市民大学の応募状況等についてご説明させていただきます。78ページをご覧ください。

令和8年度のお申し込み状況でございますけれども、一番上の表の合計欄というところで見たいのですが、まず定員414名に対し、入学予定者が397名で、率にして約96%になっております。この表は令和8年4月1日現在のものですが、その後、入学を辞退された方、それによって辞退された後に繰り上げで入学の決まった方もいらっしゃいますので、4月26日の入学式の時点では388名の方が入学をされております。

昨年度は出願者数が15名に満たなかったため、4つあるパソコン学科のクラスのうち、1つのクラスが休講となってしまいました。こうしたことから、今年度は、これまでと同様の初心者向けのクラスを2クラス、それに加え新規のクラスを2クラスと、カリキュラムを見直したことにより多くの方にお申し込みをいただきました。また、ここ数年応募者が少なかったスポーツコミュニケーション学科は、開催の曜日・時間を月曜の夜から土曜日の午前中に変更し、こちらについても例年より多くの方に応募をいただいたところでございます。

全体の応募者数でございますけれども、令和7年度の341名から、令和8年度は456名と115名の方が増えていることから、これにつきましては、様々な媒体を活用し、多角的に広報活動をした結果と考えております。

ふなばし市民大学の応募状況については以上でございます。

社会教育課は以上でございます。ありがとうございました。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

特にご意見はないということよろしいでしょうか。

では、続きまして、青少年課よりお願いいたします。

○青少年課長

青少年課です。船橋市青少年健全育成基金条例の制定についてのご報告でございます。

本日追加で配付させていただきました資料の一番後ろの2枚をご覧ください。「船橋市青少年健全育成基金条例の制定について」という紙が1枚と、2枚目に条例の写しを添付させていただいております。

今回、基金を設置した経緯ですけれども、資料の1枚目、1番の「基金設立の経緯」に記載のございますとおり、鈴木様より1億円、株式会社ティーエスケー様より500万円の寄

附をいただき、寄附者のご意向に沿う形で寄附金を活用していくため、基金を設置し、運用することとし、令和8年第1回市議会定例会を経て条例が制定されたものでございます。

寄附者のご意向といたしましては、青少年の健全育成に資する事業に活用してほしいとのことで、青少年の海外派遣事業や生活困窮世帯への支援等が具体的に示されているところでございます。

基金の活用についてでございますが、一番下の表、【参考】にございますとおり、令和8年度予算につきましては、まずは既存の事業で青少年課が所管している先ほどご説明さしあげました青少年キャンプ事業と津別交流事業、また、国際交流課が所管している姉妹都市への高校生海外派遣事業の参加費の負担軽減に基金を活用いたします。例えば表の一番下、津別町青少年交流費でございますが、参加者負担額が通常2万1,000円の予定でございますけれども、課税世帯は7,000円、非課税世帯は2万1,000円基金を活用し、参加費の負担軽減を行いますので、課税世帯の参加費は2万1,000円から基金を活用して7,000円引いて1万4,000円、非課税世帯は2万1,000円のところ2万1,000円活用いたしますので無料とする予定でございます。活用金額は令和8年度につきましては、3事業で482万8,000円でございます。

基金の説明は以上です。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○鶴見委員

ご説明ありがとうございました。この基金をつくられて、いいことだとは思いますが、大体年間500万円ぐらい使っていくと、20年ぐらいで枯渇することになります。その後どのようにお考えなのでしょうか。

○青少年課長

ご質問ありがとうございます。この事業自体は継続したいと考えていますが、参加者負担金を軽減した部分を元に戻すか市費で充当するか、というところは財政担当課との相談次第だとは思いますが、担当課としてはこのまま負担軽減を継続したいと考えているところです。

○鶴見委員

分かりました。

○草野委員長

ほかにはいかがでしょうか。ご意見、ご質問ありますでしょうか。

特にご意見がないということですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、放課後児童支援課よりお願いいたします。

○放課後児童支援課長

放課後児童支援課でございます。すみません、先ほど新規事業、拡充事業で先にご説明

させていただいてしまいましたが、放課後児童支援課の新設について説明させていただきます。資料は79ページでございます。

令和8年4月に、生涯学習部に新たに放課後児童支援課を設置し、市長部局の地域子育て支援課から放課後ルーム事業を移管するとともに、青少年課から船っ子教室事業を移管いたしました。

経緯としましては、昨年度、市として子供の居場所について検討する中で、放課後の子供の居場所をどのようにするべきかということを経理部と教育委員会で協議をしてまいりました。その中で、放課後の子供の居場所の中心は学校であり、放課後ルームと放課後子供教室の両事業については、いずれも学校を中心とした事業であるため、市民に分かりやすく効率的・効果的な事業運営を検討するには、同一組織とし、教育委員会が所管することが望ましいという結論に至り、設置したところでございます。今後の運営の方向性でございますが、両事業の課題や、それぞれの有用な事業手法など、現状を把握し、職員不足の中、人員確保が困難となっておりますので、両事業を効率的に運営する方法を検討してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○草野委員長

ただいまの事項に関して、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。特にご意見がないということよろしいでしょうか。

では、続きまして、生涯スポーツ課よりお願いいたします。

○生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課でございます。よろしくお願ひいたします。

「市民体育大会の名称変更について」ということで、お話しさせていただければと思います。令和8年度、今年度より「市民体育大会」を「市民スポーツ大会」へと名称を変えさせていただきました。こちらは、スポーツ基本法の改正が令和5年1月にございまして、これにより令和6年度から「国民体育大会」「県民体育大会」が、それぞれ「国民スポーツ大会」「県民スポーツ大会」へと変わってございます。近隣市におきましては、千葉市、市川市、柏市のほうも、大会名を「体育」から「スポーツ」ということで変更している状況でもございます。

変更に対しましては、市民への周知のため、市ホームページのほうは4月になってから早々に変えさせていただいております。また、関連するスポーツ協会につきましては、会則等の改正を行いまして、主管団体のほうに周知させていただきました。なお、昨年度3月から春季大会等を行っている団体もございまして、今年度につきましては移行期間ということで一部残っている状況ではございますが、8年度から「市民スポーツ大会」という形で名前を変更してございます。

以上でございます。

○草野委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの事項についていかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

「体育」という言葉から「スポーツ」という言葉に名称変更になるということで、スポーツ基本法が3年前に改正されたということですのでけれども、「体育」から「スポーツ」への名称変更の理由というか、スポーツ基本法改正の背景とか理由等も含めて、ちょっとご説明いただきたいのですが。

○生涯スポーツ課長

大変申し訳ございません。私、この4月からこちらのほうに参りまして、その辺はまだ全体的に勉強していないところでございます。大変申し訳ございませんが、今後勉強させていただきます。申し訳ございません。次回以降、適切なお説明をできるようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

分かりました。「体育」という言葉にまつわる「体育会」というふうな言葉もありますけれども、何かそういう古いイメージというものを払拭したいとか、スポーツというのは楽しいというか、従来の体育の概念にはないような新しい、非常に楽しくて、体育というイメージを変えるような響きがあるように思います。ちょっと私も勉強不足で分からないのですが、その辺もお聞かせいただけたらと思ひまして質問しました。

○生涯スポーツ課長

申し訳ございません。

○草野委員長

どうぞよろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

では、続きまして、市民文化ホールよりお願いいたします。

○市民文化ホール館長

市民文化ホールでございます。よろしくお願いいたします。

文化ホールのほうからは、令和7年度自主事業実績報告及び令和8年度自主事業予定についてのご説明をさせていただきます。資料は81ページから83ページでございます。

まず、81ページ、「令和7年度船橋市文化芸術ホール自主事業実績一覧（市民文化ホール）」でございます。ご案内のとおり、当ホールは改修工事のため、令和7年12月から休館となっております。昨年度の自主事業といたしましては、例年よりも少ない9事業を実施いたしました。休館前の最後の事業として行ったオペラ「カルメン」は、オペラになじみのない方でも分かりやすくご覧いただくため、スクリーンに日本語字幕を投影するなどの工夫をいたしました。その他の事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、82ページでございます。市民文化創造館におきましては、主催事業といたしまして合計20の事業を実施いたしました。当館といたしましては初めてとなるマジック

ショーのほか、異文化弦楽団による世界の弦楽器の演奏などを行いました。11月に実施した市民参加型の市民演劇では、参加者の皆さんが一つの舞台をみんなでつくり上げることの大変さ、楽しさを経験していただきました。また、一部の月を除く第3木曜日の夜に実施している「ちょっとよりみちライブ」では、10月に特別講演として飯山満町大宮神社の神楽を観覧していただきました。この「ちょっとよりみちライブ」は、延べ2,000名近い方にご鑑賞いただき、市民の皆様が気軽に芸術に触れる機会としてご好評をいただいております。

次に、83ページでございます。令和8年度の市民文化創造館における自主事業の計画は、ご覧のとおりとなっております。

市民文化ホールからは以上でございます。

○草野委員長

ありがとうございました。

ただいまの事項についていかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

○鶴見委員

これはあくまでも希望ですけれども、今、市民文化ホールは、再来年の1月まで改修工事というふうに伺っております。ただ、今は世界的に見ても資材が足りないとか人件費が上がっているとかで、結構いろいろ変更があるケースがあるんですよね。文化活動としては、とにかく市民文化ホールがないと活動ができない結果になりますので、これは希望として、ぜひこのスケジュールを守っていただきたいというお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○市民文化ホール館長

私どもも工期に関しましては、予定どおりに滞りなく工事が行われることを第一に考えておりますので、例えば工事が延期などになってご利用者の皆様にご迷惑をおかけするということが、今の時点で必ずございませぬということも言い切れないところかとは思いますが、関係者とその辺の連携をしながら、工期どおりに工事が完了するように我々のほうも努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○鶴見委員

分かりました。

○草野委員長

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問がないということですので、次に進めさせていただきます。

○社会教育課長

委員長、すみません。先ほどの新規拡大事業の公民館の整備費の件でございます。予算の金額が約15億円なのに、内訳の金額の合計が違うというところでございます。内訳に記載させていただいているのは、休館する公民館の工事を抜粋して書いたものでございます。

約 15 億円というのは、各公民館で照明の LED 化というのを進めておりました、休館する公民館以外でも令和 9 年度までに計画的に LED 工事をするというので、この工事などを含めて改修工事などが、このぐらいの金額になっているということでございます。報告遅れまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○草野委員長

ありがとうございました。

次第の 4 番、連絡・報告事項について、(1) から (6) まで各所属から報告が終わりました。そのほかに追加で連絡・報告事項はございますでしょうか。

追加の連絡・報告事項はないということでよろしいでしょうか。

では、次第の 5 番、その他ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局からも特にございません。

○草野委員長

ありがとうございました。

それでは、ちょっと長時間にわたりましたがけれども、これにて令和 8 年度第 1 回社会教育委員会議を終了いたします。

今回の第 2 回社会教育委員会議は、令和 8 年 6 月 30 日（火曜日）、午後 3 時から市役所 6 階 602 会議室にて行います。

また、本日の議事録署名の委員についてですが、名簿の順番で行きたいと思います。本日は平尾委員、それから鶴見委員ということでよろしいでしょうか。

(両委員 了承)

○草野委員長

よろしくお願いいたします。

では、本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 5 8 分閉会